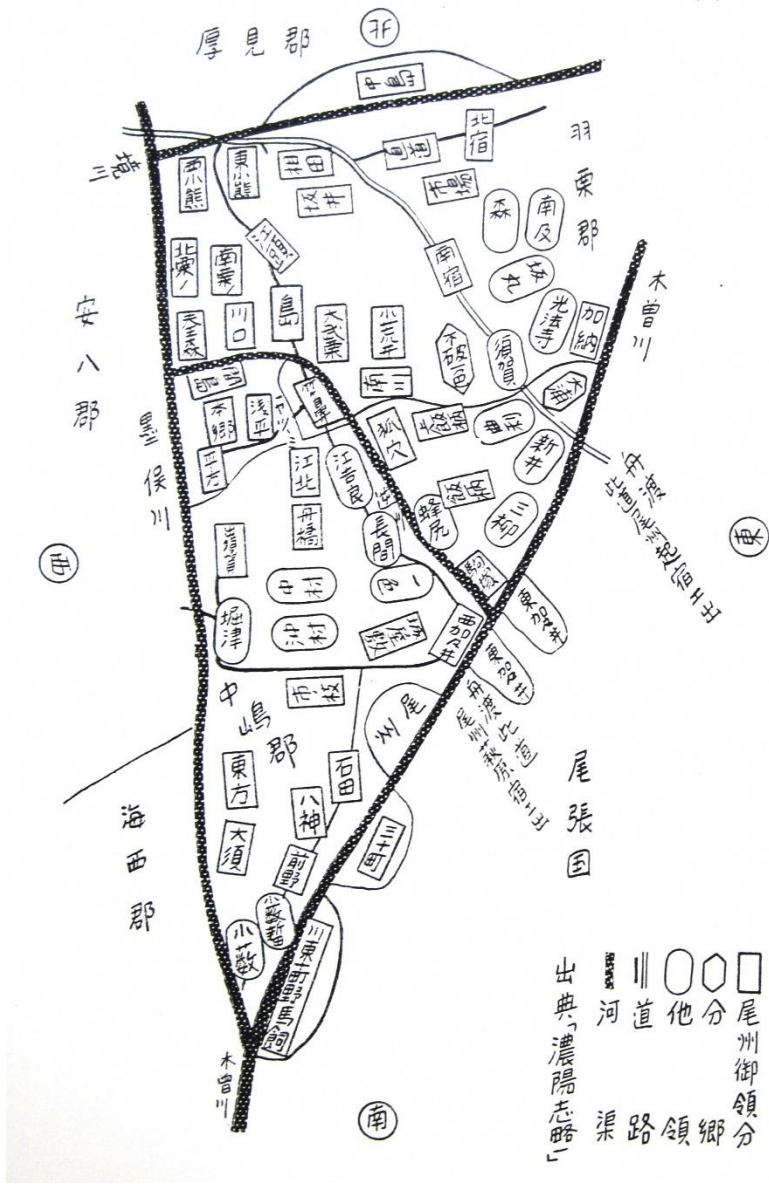


一 花村家と本郷村について

- 花村家…羽栗郡本郷村の庄屋を務めた家。近世く近代文書三〇〇〇点余を伝来。
- 羽栗郡本郷村(現羽島市福寿町本郷)…桑原輪中のうち。元和五年(一六一九)から尾張藩領。村高は四九九石余。知行主(給人)は尾張藩重臣・横井氏(本拠は尾張国丹羽郡赤目村||現愛西市赤目町)。東は竹ヶ鼻村、南は浅平村、平方村、北は間島村、西は長良川を限る。本郷湊あり。

○桑原輪中…羽島市南半部。木曾・長良・逆川が境。幕府領、尾張藩領、旗本領あり。



出典…『濃陽志略』(羽島市史通史編)から引用

二 テキストについて

花村家が作成・保管した庄屋文書の一つ、『諸事記録』(濃州羽栗郡西門間之庄本郷村)から、中島郡・羽栗郡の横井氏知行所五か村につき、同氏知行所となる以前からの領主の変遷と検地について、経緯をまとめた「覚」を取り上げる。

三 史料読み下し

覚(おぼえ)

※記憶のために書いておく文書

中島郡船橋村 高五百三拾六石七斗八升五合 ※一石 \parallel 十斗 \parallel 百升 \parallel 千合

羽栗郡本郷村 高四百八拾壺石五斗八升

同郡間嶋村 高三百廿式石五斗三升

中嶋郡狐穴村 高五百八拾壺石六斗五升 竹ヶ鼻出作とも

※他村の田畑を耕作

同郡飯柄村 高三百五拾石

メ(しめて) 高式千式百七拾式石五斗四升五合

外(ほか) 到高七百式拾七石四斗五升五合 尾州海西郡赤目村 都合三千石也

右五か村、横井伊折様御知行所に相成り候は、正保二乙酉年(一六四五)なり。

〔延享元甲子年(一七四四)まで百年に成る〕

その以前、稲葉内匠様、本郷村御立ち退き後、御料所にて揖斐の岡田将監様〔美濃御郡代なり〕御支配、その後、元和五末年(一六一九)、尾州御領分に相成り申し候。か
つ少しの間、小御給人様方御入相(いりあい)にも相成り、その後、横井伊折様御手
に入り申し候。それより後(二十六年過ぎ)、寛文十一辛亥年(一六七二)立毛立て置
き、旦那様へ惣百姓強き訴訟仕り、御地頭様を相手取り、表の御役所へ御願い申し上
げ、その上、江戸表へ罷り下り申すべしとて、出立申し候。その時、旦那様より追手
を遣わされ、岡崎の宿にて追いつき、百姓願の通り相叶え申すべしとてつれ帰り、そ
の上、頭取り庄屋組頭、所払いに仰せ付けられ、事静まり申し候。

全体、八左衛門義は仲間入り仕らず候。之れに依り庄屋役仰せ付けられ、御年貢取り
立て等に御切米ならびに御褒美等、戴頂仕り候。その翌年、八神様御取り喰いにて庄
屋組頭帰参仕り候。その時、毛利様御役人安田伊兵衛殿。

一、大久保石見守殿美濃御間地(検地)は慶長十四己酉年(一六〇九)なり。その時、
本郷村へは御間地(検地)入り申さず候。大閣様御間地(検地)のままにて、寛文十
二壬子年(一六七二)、旦那様より御間地(検地)、その時、地案内八左衛門に仰せ付

けられ候。(明和八辛卯年(一七七二)まで百年に二成る)御間地(検地)御役人木全
益右衛門、向山治郎兵衛、立松猪兵衛、伊藤長左衛門、花村惣兵衛、御足軽鈴木伝右
衛門、番武兵衛、この兩人竿取なり。 ※間竿(けんざお)の取扱人

本郷村

一田畑四拾九町四反八畝拾弐歩 ※耕地の面積 一町二十反二百畝三千歩

内 高三百九石四斗弐升 ※田の石高

田廿六町三反壹畝廿六歩半

内 壹反七畝弐歩 堤外紅屋 ※堤防の川側の土地

高百七拾弐石壹斗六升 ※畑の石高

畑廿三町壹反六畝拾五歩半

内 壹町七反五畝三歩半 堤外紅屋中嶋風呂屋

高合して四百八拾壹石五斗八升 ※田畑の合計石高

大間様御間地(検地) 元反別 ※元(むかし、はじめ、以前)の面積

一田畑三拾八町弐反歩 本郷村

内 田方弐拾町 畑方拾八町弐反歩

元高 四百九拾九石七斗 ※元の石高

御領分中、寛永年中ニ高御概(なら)し之れ在り。その節、当村高四百八拾壹石五

斗八升ニ成ル 今高なり。 ※尾張藩領 ※現行の石高

四 語句解説

○西門間之庄(にしかどまのしょう)・鎌倉時代、尾張国中島郡にあつた荘園。

○覚・記憶のために書いておく文書。

○中島郡・羽栗郡・中世までは尾張国に属したが、天正十四(一五八六)の木曾川大

洪水により右岸地域が美濃国に編入された。現羽島郡・羽島市・各務原市の一部。

○高・石高。近世、検地により法定された耕地の生産高。

(寛文12年尾張藩検地)

(太閤検地)

- 尾州海西郡赤目村…現八開村赤目。横井氏の屋敷があった。
- 横井伊折様御知行(ちぎょう)所…横井氏の領地。
- 稲葉内匠…稲葉正成。豊臣↓小早川↓徳川に仕えた。
- 御料所…幕府の直轄領。
- 岡田将監…岡田善同。関ヶ原合戦の武功により美濃国内に五千石を与えられ、美濃国奉行大久保長安の代官を勤めた。元和二年(一六一六)、美濃国奉行となった。
- 尾州御領分…尾張藩領。
- 小御給人様方御入相…複数の武士が尾張藩から村内に領地を与えられた。
- 立毛立置…収穫前の農作物をそのままに(放置)するの意か。
- 旦那様・御地頭様…旦那様は尾張藩。御地頭様は給人の横井氏を指す。つまり、本郷村の百姓らが横井氏を相手取り、藩に訴訟を起こした。
- 惣百姓…本百姓。村の百姓らが横井氏を藩に訴えた。
- 仕(つかまつる)…「する」の謙讓語。致す。
- 表之御役所…名古屋表の尾張藩の役所を指す。「江戸表」は江戸藩邸を指す。
- 罷下り(まかりくだり)…「罷る」は来る、行くの謙讓語。
- 込(とて)…「と」言つて、くとして。○出立(しゅつたつ)…出発すること。
- 頭取り(とうどり)…かしらだつ人。惣百姓の訴訟の音頭をとった中心人物。
- 庄屋組頭(しょうや・くみがしら)…村役人。騒動の責任を取らされた。
- 所払(ところばらい)…居住地からの追放刑。要求受入れの一方で首謀者を処罰。
- 被仰付(おおせつけられ)…御命令を受け。「被」「仰」とも領主への尊敬語。
- 事静(しずま)り…事態が落ち着いた。○全体…もともと。元来。
- 仲間入り不仕(つかまつらず)…(八左衛門は)訴訟の仲間に加わらず。
- 御切米・御褒美…褒美として与えられた米や金品。○戴頂…頂戴に同じ。
- 八神様・毛利様…尾張藩家臣八神毛利氏。桑原輪中の八神村に屋敷あり。
- 取贖(とりあつかい)…世話をすること。八神氏が仲裁に入り所払が解かれた。

○大久保石見守殿美濃御間(検)地：幕府の国奉行大久保長安が慶長十四(一六〇九) 十五年に行った検地。慶長検地、石見検地ともよばれる。本郷村は実施せず。

○大閣様御間(検)地：豊臣政権が天正十七(一五八九) 十八年に美濃国で行った 検地。本郷村にも実施された。

○旦那様より間(検)地：尾張藩による検地。

○寛永年中ニ高御概シ(ならし)：尾張藩が領地の石高を補正したこと。

五 補足

ア 朱筆が同一人の手とみられることから、記録の年代は明和八年以降と思われる。

イ 横井氏の知行所(給地)としてあげられる五か村の、『濃州循行記』(寛政年間、 尾張藩士樋口好古著)に記される給人・検地・石高は次の通り。

船橋村 横井氏。石見検地。元高五二五石余、今高五三六石余。

本郷村 横井氏。太閣検地。元高四九九石余、今高四八一石余。

間嶋村 横井氏。検地未詳。元高二三九石余、今高三三二石余。

狐穴村 複数人。石見検地。元高一〇三一石余、今高一三三五石余。

飯柄村 複数人。石見検地。元高四四二石余、今高五六一石余。

太閣検地は本郷村のみ、今高が元高より減少するのも本郷村のみである。

ウ 横井氏を相手取った訴訟の翌年に、尾張藩による検地が行われている。その両方 に藩への協力者として名前のみえる八左衛門は花村善六の先祖に当たる。この史料 は村の記録であると同時に、花村家にとっても重要な記録である。